

(案)

横浜港港湾計画書

— 軽易な変更 —

令和5年12月

横浜港港湾管理者

横 浜 市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき

- ・平成26年 9月 横浜市港湾審議会
- ・平成26年 11月 交通政策審議会第58回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成27年 6月 横浜市港湾審議会
- ・平成27年 12月 横浜市港湾審議会
- ・平成28年 2月 交通政策審議会第62回港湾分科会
- ・平成28年 7月 横浜市港湾審議会
- ・平成28年 11月 横浜市港湾審議会
- ・平成29年 11月 横浜市港湾審議会
- ・平成30年 12月 横浜市港湾審議会
- ・平成31年 3月 交通政策審議会第74回港湾分科会
- ・令和元年 12月 横浜市港湾審議会
- ・令和2年 12月 横浜市港湾審議会
- ・令和3年 3月 交通政策審議会第81回港湾分科会
- ・令和3年 12月 横浜市港湾審議会
- ・令和5年 1月 交通政策審議会第87回港湾分科会

の議を経た横浜港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 専用埠頭計画	2
2 臨港交通施設計画	3
土地造成及び土地利用計画	4
1 土地利用計画	4
港湾の効率的な運営に関する事項	5
1 効率的な運営を特に促進する区域	5
2 臨海部物流拠点の形成を図る区域	6
3 効率的な流通業務を特に促進する区域	7

変更理由

- (1) 立地企業の要請に対応するため、鶴見地区において、専用埠頭計画を変更する。
- (2) 新本牧ふ頭へのアクセスを向上させるため、本牧ふ頭地区及び新本牧ふ頭地区において、臨港交通施設計画を追加する。
あわせて、土地利用計画、効率的な運営を特に促進する区域、臨海部物流拠点の形成を図る区域、効率的な流通業務を特に促進する区域を変更する。

港湾施設の規模及び配置

1 専用埠頭計画

1-1 鶴見地区

立地企業の要請に対応するため、以下の専用埠頭を撤去する。

既設

水深 1.2 m ドルフィン 1 バース

水深 5 m 物揚場 延長 8.4 m

水深 7 m ドルフィン 1 バース

2 臨港交通施設計画

港湾における交通の円滑化を図るとともに、港湾の各施設を結ぶため、臨港交通施設を次のとおり計画する。

2-1 道路

臨港道路 新本牧ふ頭連絡道路

起点 本牧ふ頭D突堤基部

終点 新本牧ふ頭内

4車線

[新規計画]

土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地利用計画を次のとおり変更する。

1 土地利用計画

単位：h a

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	工業 用地	都市 機能 用地	交通 機能 用地	緑地	交流 厚生 用地	海面 処分 用地	合計
本牧ふ頭	(267) 267	(6) 6			(13) 13	(6) 6			(291) 291
新本牧ふ頭	(100) 100				(5) 5	(5) 5		(35) 35	(144) 144

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内数の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

港湾の効率的な運営に関する事項

1 効率的な運営を特に促進する区域

コンテナ船により輸送される貨物等を取扱う以下の埠頭について、効率的な運営を特に促進するよう措置することを計画する。(法第43条の11第1項の規定に基づく港湾運営会社によるものを含む。)

1-1 本牧ふ頭地区

水深10m	岸壁2バース	延長400m	(コンテナ船用)	[既定計画]	HB2,3	
水深16m	岸壁2バース	延長700m	(コンテナ船用)	(うち470m既設)	[既定計画]	HBC1,2
水深13m	岸壁3バース	延長900m	(コンテナ船用)	[既設]	HC1~3	
水深7.5m	岸壁1バース	延長240m	(内貿コンテナ船用)	[既定計画]	HCD1	
水深14m	岸壁1バース	延長500m	(コンテナ船用)	(うち400m既設)	[既定計画]	HD1
水深16m	岸壁2バース	延長700m	(コンテナ船用)	[既設]	HD4,5	
埠頭用地	267ha	(荷さばき施設用地及び保管施設用地)		(うち255ha既設)	[既定計画の変更計画]	

1-2 新本牧ふ頭地区

水深18m~	岸壁2バース	延長1,000m	(コンテナ船用)	[既定計画]	SH1,2
埠頭用地	100ha	(荷さばき施設用地及び保管施設用地)		[既定計画の変更計画]	

2 臨海部物流拠点の形成を図る区域

産業構造の変化、港湾物流の高度化・多様化に対応した国際物流拠点を形成するため、以下の区域において臨海部物流拠点の形成を図るよう措置することを計画する。

国際海上コンテナ輸送に係る貨物の輸送及び保管及び荷さばき及び流通加工等に係る業務を行う施設等を集積し、埠頭と一体的に、埠頭の機能の一層の強化を図る区域について、臨港交通施設計画の変更に伴い、次のとおり計画を変更する。

2-1 本牧ふ頭地区

水深 10 m	岸壁 2 バース	延長 400 m	(コンテナ船用)	[既定計画]	HB2, 3
水深 16 m	岸壁 2 バース	延長 700 m	(コンテナ船用)	(うち 470 m 既設) [既定計画]	HBC1, 2
水深 13 m	岸壁 3 バース	延長 900 m	(コンテナ船用)	[既設]	HC1~3
水深 7.5 m	岸壁 1 バース	延長 240 m	(内貿コンテナ船用)	[既定計画]	HCD1
水深 14 m	岸壁 1 バース	延長 500 m	(コンテナ船用)	(うち 400 m 既設) [既定計画]	HD1
水深 16 m	岸壁 2 バース	延長 700 m	(コンテナ船用)	[既設]	HD4, 5
埠頭用地	267 ha			[既定計画の変更計画]	
港湾関連用地	6 ha			[既設の変更計画]	
交通機能用地	13 ha			[既定計画の変更計画]	
緑地	6 ha			[既設の変更計画]	

2-2 新本牧ふ頭地区

水深18m～ 岸壁2バース 延長1,000m (コンテナ船)

[既定計画] SH1,2

埠頭用地 100ha

[既定計画の変更計画]

交通機能用地 5ha

[既定計画の変更計画]

緑地 5ha

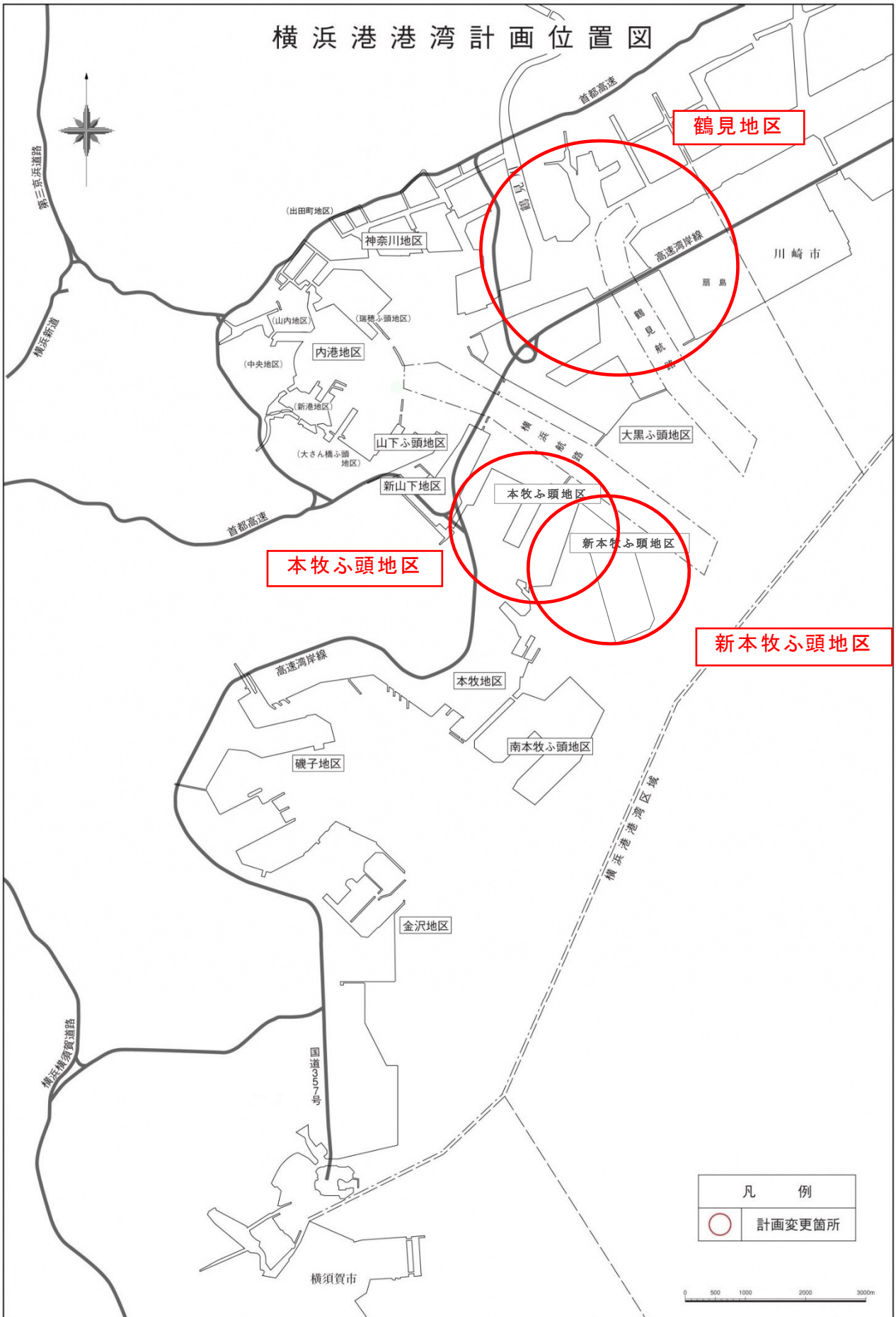
[既定計画]


3 効率的な流通業務を特に促進する区域

港湾物流の高度化・多様化に対応した国際流通拠点を形成し、貨物需要創出を図り、国際競争力を強化するため、以下の区域において、効率的な流通業務の運営を特に促進するように措置することを計画する。

国際海上コンテナ運送に係る貨物の保管等であって、流通加工を伴うものの用に供する保管施設等を配置する本牧ふ頭地区及び新本牧ふ頭地区の範囲について、臨港交通施設計画の変更に伴い変更する。

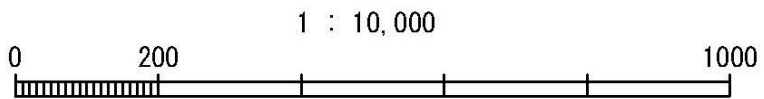
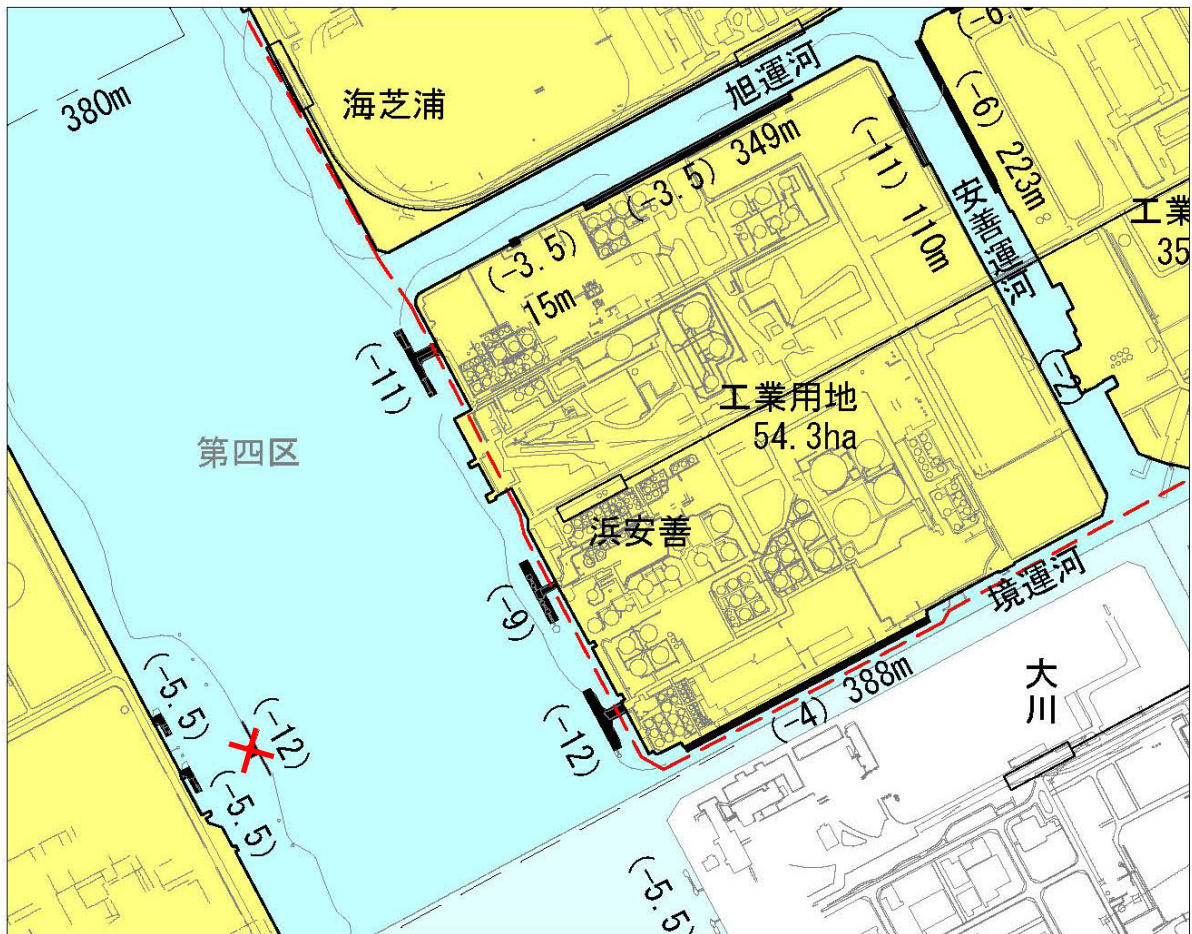
横浜港港湾計画位置図



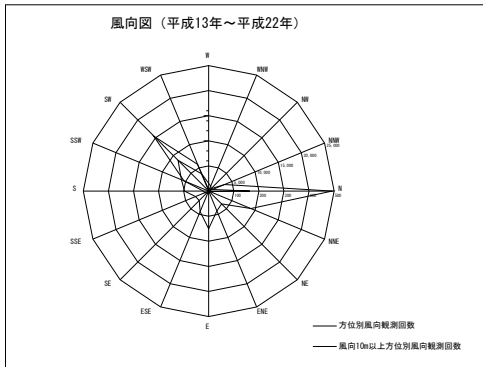
凡 例	
	計画変更箇所

0 500 1000 2000 3000m

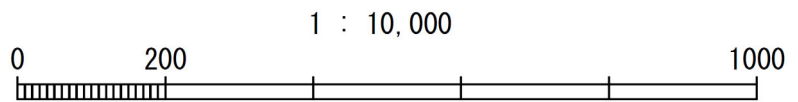
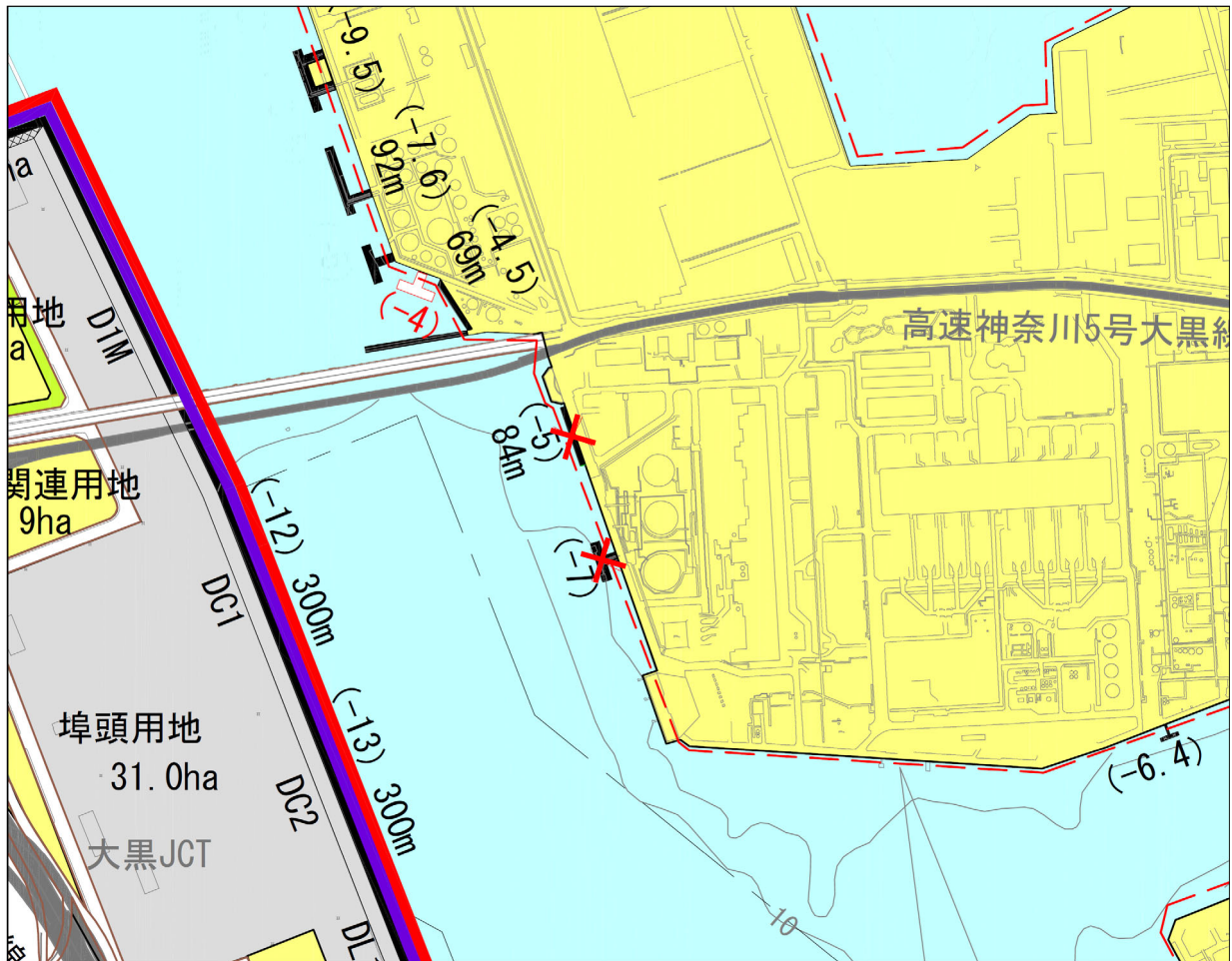
横浜港港湾計画図 〔鶴見地区(シェルブリカンツジャパン株式会社)〕



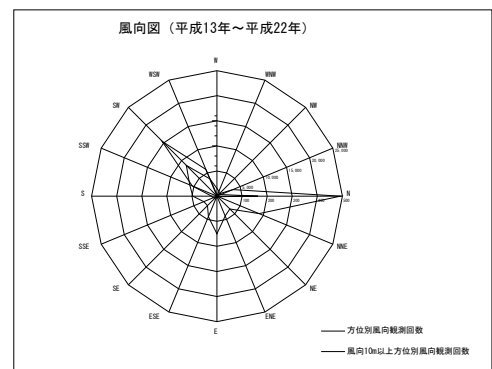
凡 例		
	ドルフィン	(既 設)
		(既定計画)
	施設撤去	(今回計画)
	その他用地	(既 設)
		(既定計画)
	利用形態の見直しの検討が必要な区域	



横浜港港湾計画図 〔鶴見地区(株式会社 JERA)〕



凡 例		
	ドルフィン	(既 設)
		(既定計画)
	施設撤去	(今回計画)
	その他用地	(既 設)
		(既定計画)
	利用形態の見直しの検討が必要な区域	



横浜港港湾計画図 〔本牧ふ頭地区(D突堤)・新本牧ふ頭地区〕

